

つくばみらい市いじめ防止基本方針（案）



平成26年11月10日

つくばみらい市教育委員会

目次

はじめに	P 1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	P 2
1 「つくばみらい市いじめ防止基本方針」策定の目的	
2 用語の定義	
3 いじめ防止等のための対策の基本理念	P 3
第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	P 4～5
1 いじめ防止等のために市教育委員会が実施する施策	
(1) 組織の設置等	
(2) いじめ防止等のための基本施策	
① 関係機関等との連携	
② 家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり	
③ いじめの早期発見のための措置	
④ 教職員等の資質の向上及び人材の確保	
⑤ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進	
⑥ 啓発活動の推進	
⑦ 財政上の措置等	
⑧ いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等	
2 いじめ防止等のために市立小中学校において実施する施策	P 6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) 「いじめ防止対策委員会」等の設置	
(3) いじめの未然防止	
(4) いじめの早期発見	P 7
(5) いじめへの対処	
3 市立小中学校に係る重大事態への対処	P 8
(1) いじめの重大事態の定義	
(2) 市教育委員会又は市立小中学校による調査等	
(3) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等	P 9
重大事態発生時の対応フローチャート	P10

はじめに

子どもたちの健やかな成長は、社会全体の願いであり、未来を担う子どもたちが将来の夢や目標に向かって、生き生きとたくましく生きることができる社会を実現していくことは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめや暴力等により、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、深刻な問題となっています。

本来、家族や周りの大人に温かく見守られて成長していくべき子どもが心身に大きな傷を負うことは、絶対に防がなくてはなりません。

今後、いじめの根絶のための取組をさらに推進していくため、いじめ問題に対する正しい認識をもち、いじめから子どもたちを守る体制の整備等、社会全体で子どもを見守り育てるという強い決意を込めて、つくばみらい市のいじめ防止基本方針を定めるものです。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 「つくばみらい市いじめ防止基本方針」策定の目的

本市におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめ防止等」という。)の基本的な方針を示すものとして、「つくばみらい市いじめ防止基本方針」(以下「市基本方針」という。)を定める。なお、市基本方針の策定に当たっては、文部科学大臣の定めたいじめの防止等のための基本的な方針を参酌(法第12条)するとともに、本市の実情を踏まえたものとした。

2 用語の定義

- (1)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2)「学校」とは、市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く)をいう。
- (3)「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4)「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校、地域、市その他の関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

いじめが全ての児童等に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめを根絶できるよう、未然防止に努める。

いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童等がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。

いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの児童等にも起こり得ることから、いじめが児童等の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために市教育委員会が実施する施策

(1) 組織の設置等

市教育委員会は、次の組織の設置等により、実効的にいじめ防止等のための対策を行う。

- (仮称)「つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、市教育委員会、市内各小中学校、伊奈高等学校、伊奈特別支援学校、常総警察署、市青少年相談員、市教育相談員、市民生委員・児童委員、その他の関係者により構成される「つくばみらい市学校警察連絡協議会」と兼ねて(仮称)「つくばみらい市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

- (仮称)「つくばみらい市調査委員会」の設置

法第14条第3項に基づき、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、及び第28条第1項に基づき当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、市教育委員会教育部長、学校教育課長、学校教育課長補佐、教育指導室長、教育指導室指導主事(生徒指導担当)、弁護士、心理の専門家等により構成される「つくばみらい市調査委員会」を設置する。

- (仮称)「いじめ再調査委員会」の設置

法第30条第2項に基づき、市立小中学校におけるいじめの重大事態の再調査を行う組織として、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)によって構成される(仮称)「いじめ再調査委員会」を設置する。

(2) いじめ防止等のための基本施策

市教育委員会は、次の9つの基本施策に基づき、いじめ防止等のための対策を行う。

① 関係機関等との連携

- いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、家庭、学校、地域及び関係機関の連携を図るため、必要な相互の連絡調整を行う。
- 学校及び教職員、保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめ防止等のための対策に係る連携の強化や、保護者が児童等の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした家庭への支援(第2, 1(2)②③等)を行う。
- 市内に所在する県立学校並びに学校法人に対し、「法」及び「市基本方針」の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための対策について必要な情報提供及び学校相互間の

連携協力の要請を行う。

- ・ いじめ防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講じるよう要請する。

② 家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり

- ・ 家庭、学校及び地域において、児童等が安心して過ごすことができるよう、児童等に対するあいさつ・見守り活動における連携を促進する。
- ・ 市教育委員会は、地域における行事及び活動並びに団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童等が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童等が参加及び活躍できる環境づくりを促進する。

③ 保護者の役割についての広報啓発活動

児童等の成長にとって、家庭教育の役割は極めて重要である。そこで、以下の保護者の役割について様々な機会を通じて、広報啓発活動を実施し、支援する。

- ・ 保護者は児童等に対して、生活のために必要な習慣や善悪の判断を身に付けさせるとともに、自律心を育成し、心身の調和のとれた成長・発達を促すよう努める。
- ・ 保護者は児童等の教育に対する責任を自覚し、愛情と厳しさをもって育てるよう努める。
- ・ 情報モラルの理解に努め、児童等がインターネット利用の社会的ルールやマナー等を身に付けられるよう努める。

④ いじめの早期発見のための措置

- ・ より多くの大人が児童等の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- ・ 市立小中学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。

⑤ 教職員等の資質の向上及び人材の確保

- ・ 市立小中学校における研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る職員体制の整備、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずる。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ・ 児童等がインターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

⑦ 啓発活動の推進

- ・ いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに

係る相談制度等について、その理解を促すよう、家庭、学校、地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。

⑧ 財政上の措置等

- いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、人的体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。

⑨ いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等

- いじめ防止等のための必要な事項やその対策の実施状況について、調査研究及び検証を行うとともにその成果を普及するものとする。

2 いじめ防止等のために市立小中学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 市立小中学校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、「茨城県いじめ防止基本方針」及び「市基本方針」を参酌し、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する。
- 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。

(2) 「いじめ防止対策委員会」等の設置

市立小中学校は、法第22条の規定に基づき、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等、その他必要な職員により構成する「いじめ防止対策委員会」等を設置する。

- 当該委員会等は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策や調査等の中核となる役割を担う。
- 当該委員会等は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- 市教育委員会等は、当該委員会等が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行うとともに、必要な指導、助言、支援を行う。

(3) いじめの未然防止

- 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童等を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。

- ・ 児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ・ 児童一人ひとりを大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にしたい学級経営をめざす。
- ・ いじめ防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- ・ 児童等、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

(4) いじめの早期発見

- ・ 日常的に児童等の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにする。
- ・ いじめの実態を適切に把握するため、定期的なアンケート調査、児童等との面談等による調査その他の必要な措置を講ずる。
- ・ 児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

(5) いじめへの対処

いじめに係る通報を受けた場合において、児童等がいじめを受けているとわかったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、毅然とした姿勢でいじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

- ① いじめを受けた児童等に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
 - ・ いじめられている児童等を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。
 - ・ いじめられている児童等の保護者への速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、連携して対応する。
- ② いじめを行った児童等に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言
 - ・ いじめを行った児童等に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する。
 - ・ いじめを行った児童等の保護者へ速やかに連絡をとり、状況の説明を行うとともに、いじめられた児童等やその保護者への対応に関して必要な指導・助言を行う。
- ③ 全体(学級、部活動、遊び仲間等)の問題として、児童等への指導
 - ・ インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、削除ができないときはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講ずる。また、必要に応じて法務局等の協力を求める。
 - ・ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署との連携を図る。

3 市立小中学校に係る重大事態への対処

(1) いじめの重大事態の定義

法第28条第1項の規定に基づき、以下の場合を、いじめの重大事態とする。

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 市教育委員会又は市立小中学校による調査等

- 市立小中学校は、重大事態が発生したときは、その旨を市教育委員会を通じて速やかに市長に報告する(法第30条第1項)。
- 市立小中学校は、その事態に対処するとともに、校長のリーダーシップの下、「いじめ防止対策委員会」等が事実関係を詳細かつ速やかに調査し、市教育委員会へ報告する。(法第28条第1項)。

なお、市立小中学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、つくばみらい市調査委員会が調査を実施する。

- 市教育委員会又は市立小中学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし(法第28条第2項)、提供に当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- 市教育委員会は、市立小中学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う(法第28条第3項)。
- 市立小中学校は、市教育委員会を通じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長に報告する。

(注) 重大事態に該当するか否かについては、いじめられた児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(3) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

- 市長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は市立小中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、(仮称)「いじめ再調査委員会」により、再調査を行うことができる(法第30条第2項)。
- 再調査においても、当該児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- 市長は、教育委員会又は市立小中学校が行った調査の結果について、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する(法第30条第3項)。
- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる(法第30条第5項)。

重大事態発生時の対応フローチャート

